

伊平屋村催事出店支援事業補助金交付要綱

令和6年6月12日

(趣旨)

第1条 この要綱は、小規模事業者等の販路拡大を促進し、伊平屋村の産業の活性化を図るため、伊平屋村外において、物産展等の催事へ出店する場合に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、伊平屋村内の事業者が製造、生産する特産品の販路拡大を促進することにより、村内製造産業が伊平屋村の経済振興の一翼を担う産業として成長し、自立型経済の構築に向けた基盤を形成することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 この要綱に基づく補助金を受けることができる者は、伊平屋村内に主たる事業所を有する者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 村長は、補助対象事業者が村外において実施される村特産品の販売促進活動のほか、販路拡大に資すると認められる活動のうち、次に掲げるもの（以下「補助事業」という。）に対し、原則1事業者2名まで（うち、車両は1台まで）の旅費及び出店料等（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) テスト販売等による沖縄本島内での店頭販売活動
- (2) ありんくりん市（沖縄の産業まつり内）
- (3) 離島フェア
- (4) 物産フェア

(5) その他、村長が認める沖縄本島内及び県外での催事等

- 2 補助率については、補助対象経費の50%（県内）及び70%（県外）とし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額を補助額とする。
- 3 補助事業の内容については別表1に、補助対象経費、補助率、上限等については別表2のとおりとする。
- 4 一つの催事において、物販と飲食を同時出店する場合など、2名以上の申請を必要とする場合は、別途協議することとする。

(補助対象期間)

第5条 この要綱に基づく補助対象期間は、当該年度の4月1日から当該年度の3月31日までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）及び添付書類（以下「申請書類」という。）を村長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、申請に係る催事に参加する日の14日前までに、前項の申請書類を村長に提出しなければならない。ただし、この要綱の適用の日から事業実施までの期間が14日に満たない場合は、この限りではない。

（交付の決定）

第7条 村長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査のうえ補助金交付の可否を決定し、補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の交付の決定にあたり、村長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加え、または条件を付して、交付の決定をすることができる。

（事業の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、補助金（変更・中止・廃止）申請書（様式3号）に村長が必要と認める書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知する。
- 3 村長は、前項に規定する通知をする場合において、必要に応じ交付決定額を変更し、条件を付することができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内に実績報告書（様式第5号）及び添付書類を村長に提出しなければならない。

（額の確定）

第10条 村長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、に支払うものとする。

- 2 申請者は、補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。
- 3 村長は前項の規定による請求があった日から30日以内に申請者へ支払うものとする。

- 4 補助金の請求については、概算払請求も可能とする。概算払請求を受けようとする場合は、概算払請求書（様式第8号）を第7条に規定する交付決定通知を受けたあとに請求できるものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の交付決定の内容を取消し、補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。また、既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命令するときは、補助金返還命令通知書（様式第10号）により行うこととする。

- (1) 法令、この要綱またはこれらに基づく村長の指示に違反した場合
- (2) 不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (3) 補助金の全部または一部を使用しなかったとき
- (4) その他村長が補助金の交付決定の取消しまたは補助金の返還の必要があると認めるとき

（催事の中止又は一部中止の場合の措置）

第14条 気象条件又は災害等不測の事態により出店予定していた催事の全部又は一部が中止となった場合において、既に交付決定を受けた補助金のうち、主催者より返還された額を除き、補助事業者において執行済みの経費については補助対象とすることができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第4条第3項関係）

補助事業	(1) テスト販売等による沖縄本島内での店頭販売活動（通年） (2) ありんくりん市/沖縄の産業まつり内（10月） (3) 離島フェア（11月） (4) やんばるの物産展（1月） (5) 物産フェア（2月） (6) その他、村長が認める沖縄本島内及び県外での催事等
------	---

別表2（第4条第3項関係）

項目	補助対象経費	補助率等	
		県外	県内
(1) 配送料	ア 催事にて販売する商品の配送料 ※ただし、催事終了後の配送料（返送）は対象外とする。（申請者負担）	補助率 70%	－※県外のみ
(2) 出店料	ア 参加する催事の出店料	補助率 70%	補助率 50%
(3) 旅費 ※村規定による	ア 船賃 ・車両の場合は4～5mまでの車両を対象とする。 イ 車賃 ・自家用車を使用する場合/運天港から催事開催地まで。県外の場合は那覇空港まで。 ・km数×30円とする。（10円未満切捨て） ・自家用車を使用しない場合はバス賃を基準とする。 ウ 駐車場代（実費） エ 鉄道賃（実費）	補助率 70% 上限等 ・1回の催事につき、最長5泊6日まで ・1事業年度につき2回まで。ただし、予算の執行状況による。	補助率 50% 上限等 ・1回の催事につき、最長4泊5日まで ・1事業年度につき3回まで。（別表1に掲げる補助事業の(2)、(3)、(4)、(5)を除く。）ただし、予算の執行状況による。

	オ 航空賃（実費・普通席） カ 宿泊料（実費） ※ただし、上限あり。 県外 16,000 円 県内 10,000 円		
--	--	--	--

備考

- 1 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 国や県、その他別の補助がある場合は補助分を差し引いた額を補助の対象とする。
- 3 相乗りで行く場合の車賃は 1 名分のみとする。
- 4 次に掲げる経費は補助対象外とする。
 - (1) 環境協力税
 - (2) 金融機関等への振込手数料
 - (3) 高速代